

令和元年度 川内北中校区まちづくり懇話会 答弁要旨

と き 令和2年2月19日(水) 14:00~16:00
ところ 亀山地区コミュニティセンター
出席者 市 : 市長、永田副市長、知識副市長、藤田教育長
企画政策部長、市民福祉部長、農林水産部長、商工観光部長、建設部長、教育部長、危機管理監、六次産業対策監、地域政策課長、建設維持課長、広報室長、外
地域 : 3地区コミュニティ協議会長をはじめとする地区住民 50名
(合計66名の参加)

議 題

議題1 亀山地区

空き家対策について

高齢者も多くなり、施設や県外の子どもの所に転居したりで、住み慣れた家が空き家になってくる。そうになると家のまわりの草、防犯、景観、ゴミ捨て場、たまり場など、さまざまな弊害が生じてくるため、これらの対策について、市の考えを聞きたい。

【危機管理監】

まずは、これまでの経緯について説明する。

空き家等の管理については、平成26年11月27日に、国において「空家等対策の推進に関する特別措置法」が制定され、その目的として、適切な管理が行われていない空家等について、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するために、今後総合的・計画的に施策を進めることとされたところである。

この法令等の制定を受け、本市においても、平成27年9月に薩摩川内市空家等対策の推進に関する条例を制定し、この条例に基づいて平成28年3月に薩摩川内市空家等対策計画を策定したところである。

市としては、この計画に基づき、改めて市内の空き家等の一斉調査を行い、結果に基づき特に崩壊の危険性の高い特定空き家について、所有者または管理者に対し適正管理について通知を行うこととしている。

まだ利活用のできる空き家については、企画政策課において薩摩川内市空き家情報

登録制度を行っており、老朽化の進んだ空き家については、建築住宅課において、解体撤去していただく方向で、危険廃屋等解体撤去促進事業補助金事業を進めてきているところである。

空き家が市内にも増えてきているというのは周知の通りであるが、空き家の解体撤去までがなかなか進まない要因としては、所有者及び法定相続人等への連絡がつかないまたは所有者及び法定相続人等が所在不明である、また、空き家の所有者及び法定相続人が高齢化し、また多くの方が市外居住者である等、適正管理や解体撤去費用が工面できない等がある。

また、仮に解体撤去した場合は、固定資産税の住宅用地特例が適用除外となり、本来課税される税額となり、税負担感が増すこともあると考えている。

空き家といえども、民法の規定が非常に強く、所有者あるいは法定相続人以外がその敷地に入り空き家に対して何らかの手段を講じるということは非常に厳しいところがある。そういう中で、空き家等の解体撤去については、特別措置法により、行政サイドで所有者に代わり建物を強制撤去できる行政代執行ができることとなったが、解体等に掛かる費用はあくまでも所有者負担であり、市で仮に実施しようとしても、所有者等から費用回収ができない見込みの事例が多く、行政代執行が全国的に進まない要因ともなっているところである。

こういった状況があるが、市としては、今後も関係課と情報共有を図りながら、空き家等の利活用、あるいは解体等まで含めた適正管理について、所有者等に対して働きかけてまいりたいと考えているところであるので、御理解・御協力をお願いしたいと考えている。

【建設部長】

空き家の解体に係る補助制度について、建築住宅課が窓口になっている。

空き家の中でも非常に古くて倒れそうなもので、倒れた時に隣の土地に崩れていく危険性がある、あるいは道路に倒れてきて交通途絶になるといった要因になるといった、危険廃屋に認定されなければ補助制度に該当しない。建築住宅課職員が見に行き、危険廃屋と認定した場合には、補助が適用される。掛かった撤去費の3分の1が補助される。ただし、補助金の上限は30万円。仮に工事費が60万円だった時は、20万円ということになる。撤去費の相場は、30坪で100万円程度とお聞きしている。取り壊してすぐに新築を建てる、あるいは取り壊して更地にして売却するといった目的がある場合は、対象にならない。

この制度を始めたころは、街中では解体後、よく駐車場にされるといった事例が多く、駐車場は営利目的ということで対象にしていなかったが、先ほどあったように、更地にすると固定資産税が上がってくるということで、現在、駐車場だけは認めているところである。

この制度は平成26年度から始めており、現在6年目。260件を超えるものに補

助をしている。年間40数件の実績となっている。このような制度を広めていけば空き家の管理につながっているのではと考えている。

また、所有者が不明であるといった場合に、近所の方がこの空き家は危険であるといった場合には、市にお問い合わせいただければ納税管理者や相続人を調査するようにしている。御連絡いただきたい。

【企画政策部長】

空き家の活用、空き家バンクについて御説明する。

本市では、県宅地建物取引業協会と空き家バンクに関する協定を結び、平成25年度から市内にある空き家の物件登録者と本市への移住を検討しておられる利用登録者とのマッチングによる定住促進を図っているところである。

これまでは登録件数が非常に少ない。その理由は、仏壇などの家財が残っていたり、老朽化によって補修が必要であったり、あるいは別途、契約を結ぶ際に仲介手数料等の費用が掛かることから、成約に至らない状況があったためである。

このようなことから、空き家バンク制度を活用し、契約が成立した場合、本市への移住者と空き家の所有者の双方に制約奨励金を支給する予算を来年度予算として2月下旬から始まる市議会へ提案する予定である。中身については、亀山地区においては、空き家の所有者と移住者、それぞれに10万円ずつの奨励金を出すという制度である。議決がなされた場合は、4月以降にこの制度を運用することができるようになる。亀山地区においては、登録物件がないのでこの制度を活用していただければと考えている。また、地区コミュニティ協議会等の団体が空き家等を購入または賃借し、リフォームをして、地域移住のための移定住体験住宅もしくはシェアハウスとして整備する場合については、整備費の4分の3の補助、上限額が300万円の地域定住促進事業補助金を用意している。これまで甕島地域を中心に4件の実績があり、活用が図られている。空き家を活用したこういった整備事業にもぜひ、応募いただければと考えている。

議題2 可愛地区

可愛地区自治会の再編について

少子高齢化の波は否が応でも訪れる。

可愛地区コミュニティ協議会が抱える一つの課題として、少子高齢化による地域活動の衰退化を掲げる。

可愛地区コミュニティ協議会は34の自治会を擁し、その規模は大小さまざまである。自治会員数に於いては別紙実績のとおりであり、年々減少している。これについては、何らかの施策が必要とみるが…

行政の立場としては「各コミュニティ・あるいは自治会の問題であり双方で解決すべきこと」としてお考えでしょうか、本当にこれでいいのでしょうか。

当コミュニティの自治会長の任期は半数が1年任期で交代されます。こういう状況

であり、自治会長同士の話し合いから行政に相談できるのは難しい。

小規模自治会に於いては、年間の負担金を納めるのがやっとなり、役員手当のカットや、自治会に相談のある、寄付行為も断っている状況である。資本力を豊かにし、生産性の高い自治会体制づくりが肝要でないか。

2025年問題を前に、認可地縁団体でない50世帯未満自治会の合併・再編に至る助言、アドバイスを望む。

市民と行政との共生・共同が求められるが…

【企画政策部長】

本市に限らず全国的に少子高齢化・人口減少が進展している中、本市においても同様の傾向がある。自治会の規模も縮小しているところである。50世帯未満の小規模自治会は現在、市全体で560自治会中376自治会あり、全体の67%を占めている。自治会数は合併時に669あったが、現在、560まで109減少している。内訳は、合併によるものが96、解散が12、消滅が1という状況である。

このような状況の中、小規模な自治会にあっては、運営自体に支障を来している状況にあることも、市としては重要な課題として認識しているところである。

課題解決の一手法として、自治会の合併や再編がある。自治会の合併については、本市の自治基本条例に「自治会の自主性及び自立性を尊重しなければならない」と規定されていることや、自治会には、長い歴史と暮らしがあることから、行政主導ではなく、自治会の自主性・自立性を尊重し、地域の声も聞きながら、それぞれの地域の実情や特性に合った合併でなければならないと考えている。現時点では市が主導する自治会合併に具体的な方針は持っていないところである。

ただし、自治会が主導し合併する場合には現在、支援策として、自治会交付金算定上の合併後3年間の優遇措置制度あるいは、自治会再編推進協議会補助金等がある。

また、合併の協議に当たっては、自治会の要請に基づき職員を派遣し、メリット・デメリット等の説明も行っているため、地域政策課にご連絡いただければ職員が出向いて説明をすることとしている。

なお、来年度予算に少子高齢化や人口減少が進む中、自治会に対する支援を強化するために新規事業として、自治会が所有する不動産の登記費用を補助することや、あるいは100世帯以下の小規模自治会に対する交付金の世帯割を拡充する他、自治会合併時の世帯規模割の上乗せ期間を現在の3年から5年に延長すること、また、自治公民館や駐車場等の用地取得や自治公民館の解体に係る補助を新設する他、自治公民館の新築・増改築に係る補助の上限額を拡充する。自治会に行っている、コミュニティマイスター事業の上限額を20万円に拡充すること等を内容とした予算を3月議会に提案する予定である。

今後も共生・協働による地域づくりを進めるため、自助・共助・公助の精神で、地区コミュニティ協議会、自治会と一体となって取り組んでまいりたいので、御理解と御協力をお願いいたします。

意見

我が地区にもゴールド集落が1地区ある。ゴールド集落というのは何も郊外の小さな地域だけではなく、街中にも発生しているんだと皆さんに認識していただきながら、やはりこの問題は、そのうち、そのうちと思っておっても大変なことになってからでは遅いと思いますので、いち早い着手が大事。自治会長様にも行政だけではなくて、自治会長同士でも話し合いながら、住民の皆様方にも御理解を頂いて、そして行政に出向いてもらって話を進めていくということが必要ではないかと思っています。現在、34自治会あるが、機能を発揮できないところはいち早く再編して、生産性の上がるような自治会づくりといったようなものが必要ではないかと考えて質問したところである。

議題3 育英地区

地区内の内水面治水対策について

当地区には中郷川・銀杏木川が流れている。中郷川は水門管理と前畑のポンプ場と直結された排水工事、川内川は堤防強化工事で目途がついた感じである。しかし、銀杏木川は2ヶ所でいっ水する。1箇所目は上流の川幅が3分の1に狭小された所である。2箇所目は明屋書店前で同様に狭小されるそのいっ水が、遊水地のない住宅地に広がり「まごごろ文学館」から、やがて肥薩おれんじ鉄道のアンダーパスに集中し交通が遮断される。

そこで、以下の対応策を取っていただけないか。

対応策①銀杏木川の狭小部の拡張

②アンダーパスの揚水ポンプの能力の向上

【建設部長】

銀杏木川の浸水対策については、前回の会議や市議会の質問でも出ており、育英地区の最重要課題ということは十分承知しているところである。前回は水解析の調査を行っているという回答もしているところである。

近年の短時間での集中的な豪雨によって、御指摘の箇所が浸水をするというのは確認をしている。銀杏木川については現在、肥薩おれんじ鉄道の少し下流までが県の工事で改修が済んでいる。県管理区間である鉄道の交差部が狭いこと、イゼキがあること、それからもう一つ、市水道局前の国道267号の横断部が狭いこと、この2箇所がネックになっている。

前回の委託業者の調査結果からも抜本的な拡幅がないと解消できないというような結論も出ているが、この鉄道部分の交差、国道267号の交差に非常に大きな工法が見当が違ったと、鉄道については、鉄道を通しながらの工事をしなければならない、あるいは国道267号については、あの交通量がある中で片側通行であるとか迂回路といった検討をしなければならないということと工事費が非常にかさむということで工事着手につながっていないのが事実であり、大変申し訳なく思っているところであ

る。特に鉄道部については、鉄道事業者との協議が非常に難しいというような県からの報告を受けている。市としても国道267号交差部について、補助事業はないのかと国や県に相談をしているところであるが、いい回答がないところである。事業化になるまでに遊水池の活用であるとか流入水の分散といったようなこと等を検討しているところであり、近く報告がなされるので、それをもって関係者の皆さんに御説明にお伺いしたいと考えている。

また、国道267号のアンダーパスについては、2基のポンプが設置されているが、最近の短時間の豪雨によりポンプがかなわない状態があるそうで、近くの事業者が臨時の水中ポンプを持ってきて仮設でくみ上げたりしているが、県にお聞きしたところ、その辺の水路の状態、高低差等を調査してポンプ能力を上げられるように、予算や工法について検討しているという回答をいただいているので、今後も、早く解消できないか県に相談していく。また、薩摩川内警察署の市道のアンダーパス部分はこれまでも浸水していないことを御報告する。

意見

水道局の前の暗きよを何とかしないと本当にどうにもならないだろうと考える。以前伺った話では、底を深く掘るといったような工法もあるとお聞きしたことがある。それから、以前コアガスの横を回避するときに国道267号の道路を少し曲げてしました。新幹線ができてしまいましたからどうしようもないのでしょうか、できるのかなという気がしたりしておるわけです。1箇所、上の方のイゼキがあって、例の狭くなっている所を広げても結局、旧国分寺に上がっていく橋の所で急にまたぎゅっと狭くなるわけですから、いっ水するわけですね。

いま流れ込む水を他の方へどうかというお話をお聞きしましたが、それは中郷川しかありません。中郷川の方に入れていくということであれば、水道局の前の下の暗きよを広げるよりも易しいことかもしれません。そんなに費用も掛からないだろうと思います。

確かに中郷の山田島水門と下にある大きなポンプ場が、増水した時に処理をするようにつながったということですがけれども高低差が、聞きますと100mmしかない。だから、よっぽど下の方を勢いよく回さないと中郷川の水も引き込めないとお聞きしている。銀杏木川の流れ込む川の水を、もし中郷川に分水したとしてもそういう問題が出てきて、また、中郷川の一つの箇所に問題が出てきそうであると考えている。

以前、中郷川が氾濫して山田島自治会で12、3軒が床下浸水をしたことがあります。その時、全部舗装道路になってしまったので、流れ込む流量が想定外だったと言われたことがあった。そういうことが起こることが今後も考えられるので、本当に予算も大変でしょうし、いろいろな機関との関係もあるでしょうが、ベストでなくていいですから、よりベターな方向で処理をしていただければと思います。

要望

自治会加入率が非常に低い。70%を切っている。

特徴的なこととして、非常に若年層の転入者が多いということが一つ、転・退出が非常に激しい地域である、それからもう一つ、最近目立つことですが、退職をなさった方々がいらっしゃっても地縁・血縁が案外とうすい方がいらっしゃるということ等も考えられます。また、企業の検査時期になりますと、県外から多くの方が来られるという状態である。

4,900人の方々がいらっしゃいますが、この方々が自治会に入っていて、そして、地域づくりに御協力いただく。なかなか難しいことだと思います。

いろいろと自治会長をはじめとして働きかけをしていただいています。例えば、保健体育部が主催する地区対抗のソフトバレーやソフトボール、綱引大会に以前は自治会員でなければいけないと限定をしていましたが、この枠を取っ払って誰でも参加というふうにして、会員を広げようという試みをしましたが、あまり効果がなかった。現在、地区では第4次地区振興計画の中の重点課題の第1位に、実はこの自治会加入問題を挙げまして、今後4年間、一生懸命取り組むことになるかと思いますが、現在考えられておりますのは、地区コミュニティ協議会を中心とした、諸行事があります。その行事への参加を積極的に呼び掛けていこうと考えています。それから、例えば子ども育成会等を通じて加入を呼び掛けていこうと考えている。

自治会の加入をどうやって増やすかということが地区の一番の問題である。目標は70%を目標に置きたいと思っています。

自治会への加入について厳しい状況である。加入促進について、何か手立てがないでしょうか。

【企画政策部長】

合併時に市全体の自治会加入率は85%程度であった。最近になりますと79%まで落ちてきている。その要因はいろいろ考えられる。

自治会加入促進については、平成22年度に自治会加入促進懇話会という組織を立ち上げて、知恵を出し合って検討を進めてきた。平成23年度に提言等を受け、それを参考にして取り組みを進めている。

例えば、毎年8月を「自治会加入促進強化月間」と位置付け、重点的に対策に取り組んでいること。自治会未加入者へのはがきによる勧誘通知を年1回発送している。発送数は8,821通である。次に、希望する自治会の役員と市職員がタッグを組んで未加入者宅を訪問している。それから、市内の事業所を訪問し、社員へのチラシ配布を依頼している。33社を訪問した。次に、アパート・マンションの所有者・管理者へ協力を依頼すること。あるいは、宅地建物取引業協会への加入促進の依頼などに取り組んでいる。

この他にも、市民課の窓口に入居・転居で来られる方に対して、自治会加入の呼び掛けも行っているが、なかなか自治会の加入率低下に歯止めが掛かっていない状況である。

とはいえ、自治会は任意団体であり、加入を強制することもできない中で、特効薬的な手立てがないのも事実であり、今のところ、従来からの支援策を地道に実施していくしかないと考えている。

先ほど、地区コミュニティ協議会の取り組みとして3点紹介された。協議会主催の行事への参加を呼び掛けること。2つ目は子ども育成会等の活動を通して連携を深めること、3つ目には地区コミュニティ協議会、自治会長が積極的に動いた取り組みを言われた。非常に大事な取り組みであろうかと思っておりますし、我々もこの育英地区の取り組みを参考にしながらあるいはモデルとして関心を持ちながら、ぜひ、いいところは取り入れていきたいと考えているところである。

今後も、行政はもちろん、地区コミュニティ協議会や企業等の支援も頂きながら、自治会加入促進に取り組んでまいりたいと考えているので、さらなる御協力をお願いしたい。

要望

3・4月になると各種報告書や申請書等の書類が自治会に来ます。その時にホームページの方からダウンロード出来ると書いてあるが、どこの課なのかアクセスするが、その後が出てこないです。課・係名や入り先を明確にしてほしい。

もう1点は、先日市役所に行った際に、時間があつたので人の流れを見ていました。エレベーターを降りてすぐ目の前の2階の市民課辺りは分かりますが、その他は右往左往している方が多かったです。できれば廊下に課名等の表示がしてあれば分かりやすく非常に助かる。検討してほしい。

【企画政策部長】

書類のホームページからのダウンロードについて、多くの課が年度末年始に向けていろいろな手続きの関係の通知をしたいと思いますので、アクセス先を明記した通知をするように庁内に徹底してまいりたい。

庁内の案内についてですが、迷うという方がいらっしゃると思っている。担当は総務部局。誰でも分かりやすい表示等や要望の内容を担当課につないで、市民が来られても迷わないような案内の仕方について検討していきたいと考えている。

意見

2月に自治会長あてに薩摩川内市防衛協会だよりが送ってきた。3年前までは各自自治会の回覧板の枚数分送ってきていた。現在は1部だけであり、どうしようもない。自治会員に周知できない。どのようなお考えか知りたい。

それから、ホームページについて先ほど出ましたが、前回の懇話会でも出た話です。

今まで出た話をQ&Aでいいですので、載せていただきたい。

【危機管理監】

防衛協会だよりについて、防衛協会が発行している機関紙になる。市と直接的な関係はないところであるが、防衛協会の全体的な予算の中で発行部数が決定されてきている関係上、部数がこれまでより減ってきているところはあるかと考えている。御意見をもち帰って、いますぐに改善できるというふうに申し上げられないが、防衛協会でも検討して改善できないか取り組んでいただけるように伝えてまいりたい。

【企画政策部長】

Q&Aを掲載してほしいということであった。毎年4月になると自治会長様を出席頂き自治会運営の会議があるが、その中で自治会運営の手引きという冊子をお渡ししている。その中によくある質問等を集めて、自治会長様方が活動の中で分からない場合に参考になるようなQ&Aを検討してみたい。

質問

2つの自治会の原発災害時の避難所が隼人町の学校になっており、過去5～6回自治会で、万が一のために視察に行ってきた。ほとんど土日曜日に視察をしていたが、避難所が学校ですのでその先生方に事情をお聞きしたいということで、平日に避難先となる学校の先生と話をする機会も設けました。

視察に行った方々は自分が初めて行くのであれば行けないということだった。隼人の街から20分ぐらい山の中に入って行く。離合ができないようなところを4～5kmぐらいあります。そして、かなりの山道です。

それで、一昨年暮れに防災安全課に市長あてで、できたら避難所を変更してもらえないだろうかという要望書を出しております。その回答を先日いただきました。丁寧な回答で、避難所についても柔軟的に考えますという答えを頂いています。変更の可能性もあると。ただし、当分は何かあった場合はそこに行ってくださいと、長期間になったらまた場所をいろいろ考えてみたいと思いますということでした。

しかし、行くまでの道のりや高齢者が多いこと等を考えると今一度考えていただけないかと思っています。

【危機管理監】

つい先日、回答させていただいたところであるが、いま御意見でもあったように見直しができないかということについて、県とも今後、詰めていきたいと考えている。ルートについても別なルートがないかということも現地等を確認しながら検討はさせていただきたい。

また、県においては市が提案した避難時のルートを分かりやすくできる、スマートフォン等で避難経路を確認しながら行ける、そういったものがないかということ

で市から県に働きかけて、県が国等とも取り組みながらそういうものがないかということで、既に取り組みを始めている。そういった取り組みも市としても行っている。今の段階では心苦しい点もあるが、決まった所に避難していただくを得ないということである。実際に避難する場合、バス等で行く場合には市職員が同行したりということも、していくこととしているので頂いた御意見は現在、検討課題ということで市も取り組んでいるということで御理解いただければと考えている。

意見

市民課で転入手続きに来られた方に自治会に入るようにということで加入届け等を詳しく説明してもらっているのではないかと考えているのですが、近ごろ、その成果が出ているのではと感じている。新しく加入された方が、市民課の窓口で入るように言われましたといわれたのでうれしく思っているところです。

言葉遣いというのが難しいのかなと思うのですが、以前自治会長をして、今年また自治会長になったのですが、今年は特に加入者が多いです。入るように言われましたということで。やはり窓口で「入るようにしてください」「必ず入ってください」「できれば入ってください」といった言葉ですごく加入が違うような気がする。先ほど、自治会加入は強制できないということで、私どもも重々分かりますが、「できれば入ってください」はやめてもらいたいかなと思っています。「入ってください」で止めておいていただければいいのかなと思うのですが。自治会としては「必ず入ってください」というのがうれしいのですが、その辺りも検討していただいて、その努力に感謝しているところです。

それから、はがきを出していますということだったのですが、それも成果が出てきている。たった2人だが、継続して出していただいた方が加入していただいた。出しても無駄だと思わずに努力を続けていただきたいと思ったところです。

事業所の社宅が3棟建っていて、多くの方が住んでいらっしゃる。ここは100%の方が自治会に入ってくださいます。しかし、空きがたくさんあり、入居していただくように自治会でも運動をしています。そこに入られると必ず自治会に入ってくださいからです。事業所等を訪問していらっしゃるということでした。入っていないところを重点的にということも大事でしょうけれども、一生懸命努力している事業所の方に御礼が必要なのではないかと考えています。既に良く協力していただいているから訪問しないのではなくて、御礼を兼ねて行くということが大事ではないかと考えているところです。

【企画政策部】

窓口での言葉遣いの大事さ、大切さを言われましたし、はがきを継続して出すことの必要性であるとか、企業訪問についても、ある事業所は100%入っているから行かないのではなくて、御礼も兼ねて行きなさいというアドバイスを頂いたので、今後も努力してまいりたい。

【岩切市長】

3地区のコミュニティ協議会会長様方、それぞれ特色ある地域おこしを考えておられ、それを実行しようということで、これについてはそれぞれの地区の会員の皆様方が協力しなければできないことだと思っているので、今後とも地区コミュニティ協議会を中心にして、それなりの発展をしていただければありがたい。

出された御意見で、特に空き家対策については本市だけではなく、どこに行っても空き家問題は出てくると思う。やはり人口が減ってくることに絡んできているわけですが、どうしても私有財産を市が取り扱うのには無理があり、最後は裁判までなるといふこと等もあるので、これは所有者の皆様方が十分理解をしてもらわなければいけないですが、いったん外に出ると親が死ぬか後は帰ってこないということで、そういう空き家がどんどん増えてきている。これについても地域ぐるみで見守りをしていかなければいけないのかなと考えている

市としても市全域の調査を昨年実施している。そのデータがあるのでそれによって催促をして、どうされるのか意見を聞きながら対応していきたいと考えている。空き家対策は大きな問題になったが、市としても対応を出していきたいと思っている。

また、中郷川と銀杏木川があるが、まずは、川内川の市街地改修をやりかけなければならないということで、12年の任期中にとうとう大小路地区までこぎつけた。そして、既に天辰まで行っているのだから、それが終わると一応、市街地区の大小路・向田共に、100%安心とは言えないが、改修が終わることになる。したがって、まずは川内川を制した後で、中郷側を考えていかなければならないし、銀杏木川が国道とJRとまたいろいろなところと交差するというので、大変難しい課題であるが、どんどん家も建ってきたりして、なかなか用地買収もできないような状況ですが、川内川が水門を仮に閉めたときにそれをいっ水してきたときの対策は、まだ十分ではないと思っているので、今後もこの川内川がまずは終わったら国にもまた相談をしながらいかなければならないと思っている。

それと、いろいろ御意見を頂いたが、即できることは市で即対応をいたしますし、また皆様方で出来ることは御協力していただければありがたいと考えている。

いずれにしても、合併して16年目になったが、道路、河川等を改修してきたが、恒久化対策に取り組まなければならないということで、本当に市域が広くて手を入れていない状況ですが、市としてもどうしても必要なことは優先して整備をしていきたいと考えている。